

NO. 55
October '13

K@W@M@ newsletter

神戸女学院大学
女性学
インスティテュート

日本における「キャリアウーマン」

奥村 キャサリン

私は長年日本に住み、政府関係、民間、教育機関など様々な職場で仕事をする機会に恵まれてきました。働いた年数では日本がオーストラリアの5倍にもなります。今となっては日本の職場環境や仕事の仕方の方が自然に感じられるくらいですが、今回のテーマ、日本における「キャリアウーマン」について考えてみました。

日本で働いてまず疑問に感じたのは、女性の職場における役割です。地方の県庁では、高学歴の女性職員が、一日の大半を書類整理とお茶汲みに費やしていました。民間企業では、自分の夫よりも立場が上になってしまうことを嫌がって、昇進を断った女性もいました。同じ会社で、昇進を目指し、長年毎晩のように夜遅くまで残業している女性もいました。その会社は、従業員が2万人以上いますが、女性はわずか8%です。経営陣には女性はおらず、社内で最も出世した女性は部長で、全社で女性の部長は一人だけでした。

幸いにも、私はどの職場でも差別や不当な扱いを受けたことはありません。最近では、性別に関係なく、機会や環境を与えている企業も増えてきています。しかしながら、どれほど環境がよくなっても、いわゆる「キャリアウーマン」に対する少し歪んだイメージが、存在するのを感じます。特に民間企業では、仕事に真剣に取り組む、向上心に燃えている女性は「女らしくない」と見られがちです。遅くまで残業する女性は、家事をないがしろにするから良い奥さんにはなれないのではないかと思います。こんな考え方は時代遅れでもう存在しないと言いたいところですが、残念ながら、日本の企業社会において、少なくとも私の世代では、まだ根強く残っているのを感じました。

Facebookのシェリル・サンドバーグ最高執行責任者は、著書「リーン・イン」の中で、「積極的に仕事に取り組まない、一歩前に進もうとしない女性」について書いています。女性の場合、職業的成功と女性としての魅力の間には強い負の相関関係があると彼女は主張していますが、この傾向は日本では欧米よりもはるかに強いと思います。ポストが上があれば上がるほど魅力的に見えない、というのは、女性に限った問題です。サンドバーグ氏は、現状を打破するためにはまず「女性はこうあるべきだ」という枠組みを外さなければならないといいます。つまり、子供の教育の段階から変えていかなければならないということです。あるべき女性、男性のイメージは、考えてみれば確かに子供の頃に形成されるものです。女性が仕事で成功すると、

異性の目に魅力的に映らないという本質的な問題を取り除かなければ、女性が努力するモチベーションに、常にブレーキがかかってしまいます。

女性がやりがいのある仕事でキャリアを前に進めるためには、社会インフラの整備も不可欠です。仕事に費やす時間やエネルギーを増やすには、



奥村キャサリン 専任講師

現在別のことにあてている時間やエネルギーを仕事に振り向けなければいけません。多くの女性にとって、これは家庭に費やす時間を減らすことを意味します。ここ数年、よくメディアでも保育所の不足が社会問題として取り上げられています。これは絶対に解決が必要な問題です。しかし保育所の不足よりもさらに根深く複雑なのは、女性（奥さん、お母さん）が伝統的な役割を果たしているかどうかを監視する社会の目ではないでしょうか。日本では、特に地方に行くほどこの目に見えないプレッシャーが強くなります。たとえお金に余裕があっても、家事をヘルパーさんやベビーシッターに任せることは「ぜいたく」で、女性が果たすべき役割を果たしていない、と見られがちです。このため、仕事と家庭を両立させることに精一杯で、自分の健康や趣味など全く考える余裕がないという女性は、決して少なくないはずですが、家事・育児に参加する男性が増えているとは言われますが、それでも先進国の中では、男性が家事に費やす時間が最も低いというのが日本の現状です。

実は、男女の役割と、それに対する社会の監視圧力は、女性だけの問題ではありません。仕事に生きがいを感じる女性がたくさんいるのと同様に、家庭や子育てにもっと時間を使いたい男性もいるはずですが、いわゆる「専業主夫」に対する社会の理解と受入れは、むしろキャリアウーマンに対する理解と受入れよりも低いと言えるかもしれません。私の夫も、息子が赤ん坊の時によく連れて外出していましたが、ミルクのお湯が出るベビールームが女性専用だったり、男性トイレにおむつ交換台が無かったりすることがあって困ってしていました。

このように考えると「女性の社会進出」は問題の一面面ではなく、本質は、男女共に、誰もが自分に合った生き方を選べる社会になっていないということです。性別、年齢などによる伝統的な固定観念やしがらみから解放されれば、きっと社会全体の幸福度も生産効率も向上するはずですが。 (文学部専任講師：通訳)

連続セミナー「性を売る女、買う男」

【第1回：2013年6月14日】……………中野敬一

●「聖書に登場する売春女性たち」

キリスト教には「売春女性」に対して厳しい目があると一般的に考えられています。たしかにキリスト教の影響が強い西欧の歴史をみても、その指摘は当を得ていると言えます。しかし、そもそも旧・新約聖書において売春女性がどのように扱われているかを確認する必要があります。

旧約聖書には売春に関連する女性に「神殿娼婦」と「遊女」と訳されるヘブライ語の単語が出てきます。「神殿娼婦」は古代オリエントの豊穡儀礼において広く存在していました。幾つかの階層に分かれ、最上層の女性たちは神との「聖婚」を行い、他の女性たちは聖所の参拝者と売春行為をしていたようです。古代イスラエル人はこのような他国の慣習が入り込むことを危惧して神殿娼婦を禁じました。売春行為の否定というよりは異教的要素から自宗教を守ることを重視したと思われます。後者の「遊女」は世俗の売春婦を指す用語です。ただしその禁止についてはレビ記に一箇所あるくらいで、あまり問題視されていません。

新約聖書では「娼婦」と訳されるギリシア語が用いられています。旧約聖書の「遊女」と同意語です。社会的地位は低く、差別される対象でしたが、イエスは「徴税人や娼婦たちの方が、あなたたちより先に神の国に入るだろう」（マタイ21：31）と、彼女たちを神の救いから排除していないことは銘記されなければならないでしょう。ただし初代教会において旧約時代に見られたような他宗教における「神殿娼婦」と対抗する必要があったことはパウロ書簡に見られます。

ちなみに新約聖書で注目されるのは「マグダラのマリア」です。彼女はイエスによって「七つの悪霊を追い出していただいた」（ルカ8：2）と聖書は記しています。後にこのマリアが「一人の罪深い女」（ルカ7：36）すなわち娼婦と同一視されるようになり、娼婦への偏見を多少弱める役割を担いました。

旧・新約聖書では売春女性に対する差別的な社会的評価は描かれてはいますが、上述からもわかるように激しい非難を示す記事は見当たりません。むしろ、それを行ったのは後のキリスト教会です。教父時代や、中世カトリック教会、さらには宗教改革者からも売春

女性是非難の対象となります。性的禁欲主義や女性蔑視がその背景にあります。ただし同時に売春を「必要悪」として容認する考えもあり、売春女性たちはその都度翻弄されてきたのです。

（文学部准教授：キリスト教学）

【第2回：2013年6月21日】……………河西秀哉

●「売買春の日本近現代史」

日本近現代における売買春の実態について論じました。近世より継続していた売春は、マリア・ルース号事件を契機に、1872年の「芸娼妓解放令」へと結実します。これは、文明開化の一つとして実施されたもので、前近代的な身売りは建前上は禁止されます。しかし実際は、「自由意志」に基づく稼業として、売春は継続することになります。こうした仕組みは、欧米の制度を視察して構築されたもので、前近代の売春制度は欧米流の売春統制制度を基にした「公娼制度」へと再編されました。つまり、売春に国家の公認が得られたとも言えます。政府は私娼の取締りは行うものの、売春制度自体を無くそうとはしませんでした。

近代、キリスト教者や社会主義者による廃娼運動は展開されるものの、売春制度は強固にあり続けました。景気変動を経る中で、状況は様々に変化しましたが、制度は最後まで廃止されることはありませんでした。

敗戦後、日本政府は1945年8月18日に特殊慰安施設協会（RAA）の設置を指示します。これは、GHQ兵士らへの売春を目的とした施設であり、政府はこれに対して資金の貸し付けを行うなど、積極的な関与を見せています。こうした施設の設置を敗戦3日後に指示したことに、政府の売春への意識を見ることが出来ます。RAAはGHQ兵士の中で性病が蔓延したことで、翌年3月には閉鎖され、そこで働いていた女性たちは放り出され、街娼となっていきます。

GHQは覚書「日本における公娼制度廃止に関する件」を1946年1月22日に出し、公娼制度は廃止されました。しかし日本側の意向もあって、売春は「必要悪」とされて結局は継続し、「赤線」が誕生することになります。政府は赤線を認める一方、私娼である街娼は取締り、収監・保護して性病治療と矯正に努めました。

そうして保護された街娼の生の声が、史料として残されています。それを見ると、私たちのイメージとは異なる街娼の実態が見えてきます。高学歴者が街娼となったケース、夫や家族に戦争犠牲者を持つケース、一度街娼となつてからは生活するために抜け出せない

ケースなど、その実態は様々でした。

占領終了後、赤線を廃止しようとする動きは高まりますが、法整備はその後なかなか進行しませんでした。

(文学部専任講師：日本近現代史)

【第3回：2013年6月28日】……………米田眞澄

●「売春防止法と風俗営業法の共存」

法は社会を映す鏡だと言われます。そこで、現代の日本における売春および性風俗に対する法規制の現状をみることで、「性」の売買について日本では、どのような社会的合意が形成されているといえるのかについて考察しました。

まず、戦後の大きな動きとしては、1956年の売春防止法の制定が挙げられます。次に、1984年の新風俗営業法の制定です。そして、1999年の児童買春・児童ポルノ禁止法。最後に、2005年の人身売買罪の新設（刑法226条の2）です。

売春防止法の制定により、公娼制は廃止されました。同法は、売春を「対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交すること」と定義し、何人も売春をし、その相手方となつてはならないと、売買春を禁止しています。しかし、その違反については刑事処分の対象にはしていません。「買春」する男性は処罰されませんが、「売春」する女性は、公衆の目にふれるような方法で、売春の相手方となるように勧誘すると、処罰されました。同法は、いわゆる街娼の女性たちを取り締まるものでした。

また、同法は、「売春」以外の「性交類似行為」は規制対象としていないことから、今日でいうところの「風俗産業」を発展させることにもなりました。1984年の新風俗営業法は、そのような営業を「風俗関連営業」として届出制にし、警察のコントロール下に置くものでした。

児童買春・児童ポルノ禁止法によって18歳未満の児童については、買春者は処罰されることとなりました。今日では「児童買春」はしてはならないという社会的合意は形成されていると言えます。

最後の人身売買罪の新設によって、逃げられないような物理的・心理的環境のもとで売春、性交類似行為に従事させられた場合は、被害者として保護され、業者やブローカーは処罰されることとなりました。明らかな強制はよくないという、いわば、あたり前のことですが、その社会的合意がようやく形成されたことがわかります。

(文学部教授：法学)

【第4回：2013年7月5日】……………景山佳代子

●「戦後日本の性風俗と売春防止法」

2013年7月5日に連続セミナー「性売る女・買う男」の最終回を担当させていただきました。会場に足を運んでくださった皆様、講演の準備をしてくださったスタッフの方々にまずはお礼を申し上げます。

当日は、男性週刊誌『アサヒ芸能』から戦後性風俗を研究した拙著『性・メディア・風俗』ハーベスト社(2010)の内容を報告させていただきました。敗戦後のRAAの設立と赤線の登場、売春防止法による赤線の消失と赤線後の性風俗の変遷を、『アサヒ芸能』から分析したものです。出版から3年が経過し、自分の議論を改めて整理するよい機会となりました。

週刊誌『アサヒ芸能』の研究を始めた大学院生の頃、風俗産業でフィールドワークする女性研究者や、そこで働く女性へのインタビューが注目されており、「雑誌分析ではなく現場に行けば？」というコメントを何度かされました。当時はそうしたコメントになんとも違和感を持っていただけですが、今ならはっきり自分が知りたいのは、「性売る女性」のことではないと言えます。むしろそういう女性を私たちがどう表現し、社会のなかでどう意味づけているのか——「彼女たち」という他者を生み出す物語にこそ自分の問題関心があるのだと分かってきました。

男性週刊誌の研究を思いついたのは本当に偶然です。でも風俗産業に従事する女性たちを、あるときはアイドルのように持ち上げ、商品として値踏みし、スキャンダルなどで非難する——これほど「買う男」の常識とその矛盾を如実に物語ってくれるメディアもなかなかないのではと思えるようになりました。そして研究を進めるほどに、性の売買それ自体よりも、性をめぐる私たちの「常識」のあり方への問いかけこそが重要だと実感するようになりました。

たとえば先頃、大阪市長の従軍慰安婦や米兵への風俗利用発言が非難を浴びました。しかしこの根底にある「戦う（働く）男性を女性が支える（癒す）」という発想自体は、職場や家庭の性別役割分業を維持している常識と地続きで、そのことこそを私たちは問わねばならなかったのではないのでしょうか。

「性売る女」についての語りは、私たちの常識という地があつてはじめて成り立つ図です。「彼女たち」が何者であるかを決定していく、私たちの語りの政治学こそが問われていくべきなのではないのでしょうか。

(文学部専任講師：社会学)

2013年度 スケジュール

■講演会・セミナー（一般・学生対象）

5月	特別講演会 「女性の自立と幸せのために ～国際条約をもっと活用しましょう～」
	5/17（金） 10:35～11:25 神戸女学院講堂 講演者：ワーキング・ウイメンズ・ネットワーク（WWN） 代表 越堂静子 氏 参加者：140名
6月・7月	連続セミナー 「性を売る女、買う男」(全4回／6月・7月開催)
	6/14（金） 14:00～15:30 JD-104 第1回 「聖書に登場する売春女性たち」 講 師：文学部総合文化学科 准教授 中野敬一 出席者：一般22名、学生1名 計23名
	6/21（金） 14:00～15:30 JD-104 第2回 「売買春の日本近現代史」 講 師：文学部総合文化学科 専任講師 河西秀哉 出席者：一般18名、学生2名 計20名
	6/28（金） 14:00～15:30 JD-104 第3回 「売春防止法と風俗営業法の共存」 講 師：文学部総合文化学科 教授 米田眞澄 出席者：一般17名、学生2名 計19名
	7/5（金） 14:00～15:30 JD-104 第4回 「戦後日本の性風俗と売春防止法」 講 師：文学部総合文化学科 専任講師 景山佳代子 出席者：一般19名、学生6名 計25名
	受講者数累計：一般21名、学生2名 計23名 修了証交付：21名
10月	学外講演会は、2013年度は開催いたしません。

■学生対象プログラム

年間	授業 Cu134(1)(2)「女性学（実践編）」 Cu234(1)(2)「女性学（理論編）」
	インターディシプリナリー・プログラム (申請締切：2013年4月24日（水）・2013年10月16日（水）)
7月	第15回「女性学インスティテュート賞」 学生懸賞論文 (締切：2013年7月10日（水）)

■発行物

10月	newsletter No.55 発行
3月	newsletter No.56 発行
	『女性学評論』第28号 発行

<5/17 特別講演会>



<6/14 連続セミナー 第1回>



<6/21 連続セミナー 第2回>



<6/28 連続セミナー 第3回>



<7/5 連続セミナー 第4回>



編集・発行：神戸女学院大学 女性学インスティテュート

編集委員：三浦欽也、高村峰生、渡部 充、米田眞澄（委員長）

編集事務：東 綾、吉永真理子（ABC順）

〒662-8505 西宮市岡田山4-1 TEL 0798-51-8545 FAX 0798-51-8527

URL <http://www.kobe-c.ac.jp/gender/> e-mail: wsi-o@mail.kobe-c.ac.jp